定　　款

一般財団法人千葉県漁業振興基金　定款

第１章　　総則

（名　称）
第１条　この法人は、一般財団法人千葉県漁業振興基金と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）
第３条　この法人は、千葉県の漁業に係る自然的、社会的、経済的諸環境の整備に関する調査研究を行うとともに、漁業の振興等を図るための諸対策事業を実施して、本県漁業の発展並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　漁業振興のための調査研究に関する事業
(2)　漁場の保全回復及び漁業生産基盤の整備に関する事業
(3)　水産資源の維持増大及び管理に関する事業
(4)　漁業経営の安定及び水産物消費の拡大に関する事業
(5)　漁場の汚染防止のための広報普及等の対策及び被害処理に関する事業
(6)　漁業操業安全のための広報普及等の対策及び被害処理に関する事業
(7)　漁業生産施設の被害漁業者に対する救済金の給付及び漁業操業中の事故による遭難等に対する見舞金の給付に関する事業
(8)　その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第３章　　資産及び会計

（基本財産）
第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2)　基本財産とすることを指定して寄付された財産
(3)　理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産
3　基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
ただし、地域特別振興事業の基本財産については、出捐者の要望に基づき処分又は除外できるものとする。

（事業年度）
第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第７条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）
第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告書
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3　第１項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に５年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第４章　　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員８名以上１２名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第１０条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
（評議員の任期）
第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第１２条　評議員に対して、各年度の総額が百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第５章　　評議員会

（構　成）
第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）
第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分又は除外の承認（ただし、地域特別振興事業を除く）
(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第１５条　評議員会は、定時評議員会として、年１回、毎事業年度終了後３ケ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集するときは、評議員会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の３日前までに通知する。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（議　長）

第１７条　評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

（決　議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準

(3)　定款の変更

(4)　基本財産の処分又は除外の承認（ただし、地域特別振興事業を除く）

(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　６名以上１０名以内

(2)　監事　１名以上　３名以内

２　理事のうち、１名を理事長、２名以内を副理事長、１名を専務理事とする。また、理事のうち１名を常務理事、１名を常任理事とすることができる。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

５　常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

６　常任理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

７　理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第７章　　理事会

（構　成）

第２７条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第２８条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事の選定及び解職

（種類及び開催）
第２９条　理事会は、定例理事会として毎年度５月及び３月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第３０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）
第３１条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選任する。

（決　議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　　委員会

（委員会）
第３４条　理事長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

３　委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第９章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３５条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

（解　散）

第３６条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配の制限）

第３７条　この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

第３８条　この法人が清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　　公告の方法

（公告の方法）

第３９条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、千葉県において発行する千葉日報に掲載する方法による。

第１１章　　補則

（事務局）

第４０条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　職員は、理事長が任免する。この場合において、事務局の職員のうち、重要な職員として理事会で定めるものにあっては、理事会の承認を得て行うものとする。

４　事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（委　任）

第４１条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は、理事長　柴田三喜男、最初の業務執行理事は、副理事長　金綱一衛、副理事長　佐久間國治、専務理事　樫田恭二、常任理事　村山好一とする。

４　法令及びこの定款の規定に反しない限り、一般財団法人への移行前に規定された、この法人の規程等は、移行によりその効力を失わないものとする。

附　　則

１　この定款は、令和７年３月４日から施行する。